

N H K 受信料制度等検討委員会 第 6 回会合
諮問第 2 号「公平負担徹底のあり方について」
説明資料

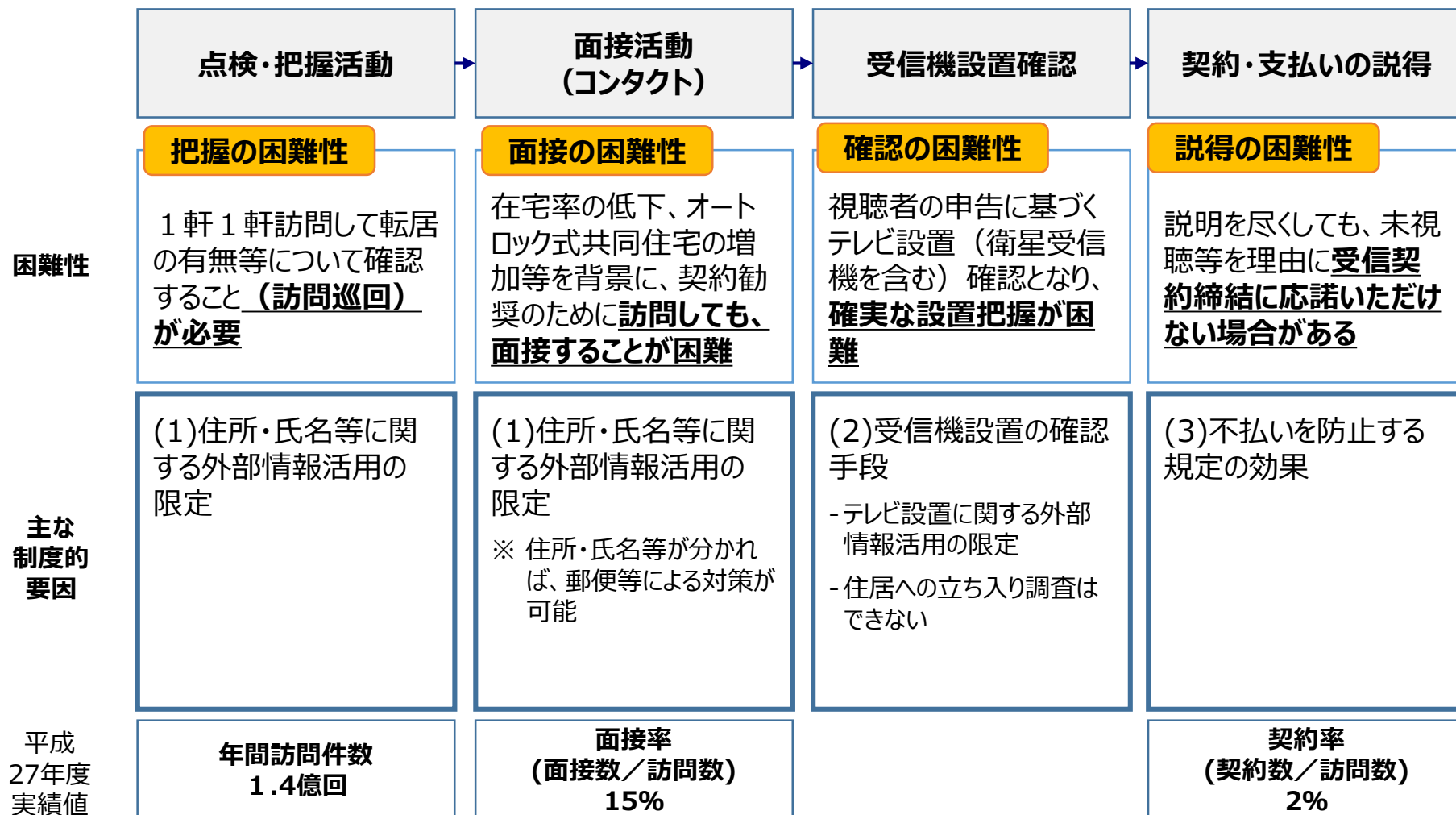
平成 2 9 年 5 月 1 1 日

諮問第2号 公平負担徹底のあり方について

今後、さらなる公平負担の徹底と営業経費の抑制を図るため、諸外国の公共放送の取り組み事例等を踏まえ、国内の諸制度との整合性、視聴者・国民の理解等の観点から、適切な制度整備のあり方について、見解を求める。

契約収納活動における困難性とその要因（全体像）

現行受信料制度のもとで行う契約収納活動においては、主に「把握」「面接」「確認」「説得」の4つの困難性が存在する。困難性の要因として、制度面によるものも考えられる。

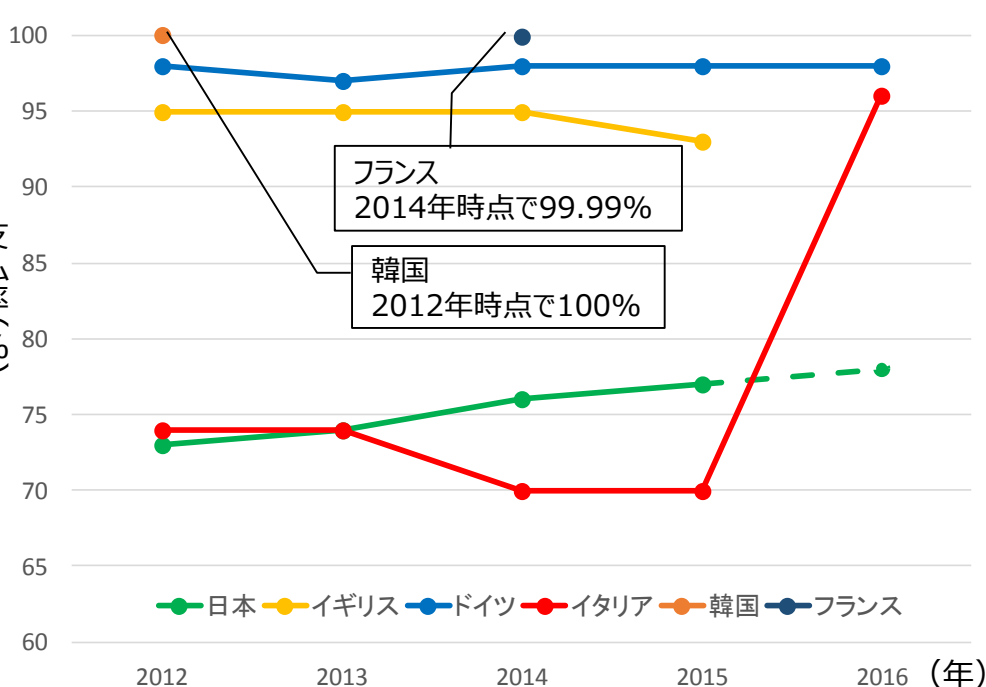


【参考】海外公共放送とNHKの支払率・営業経費率推移比較

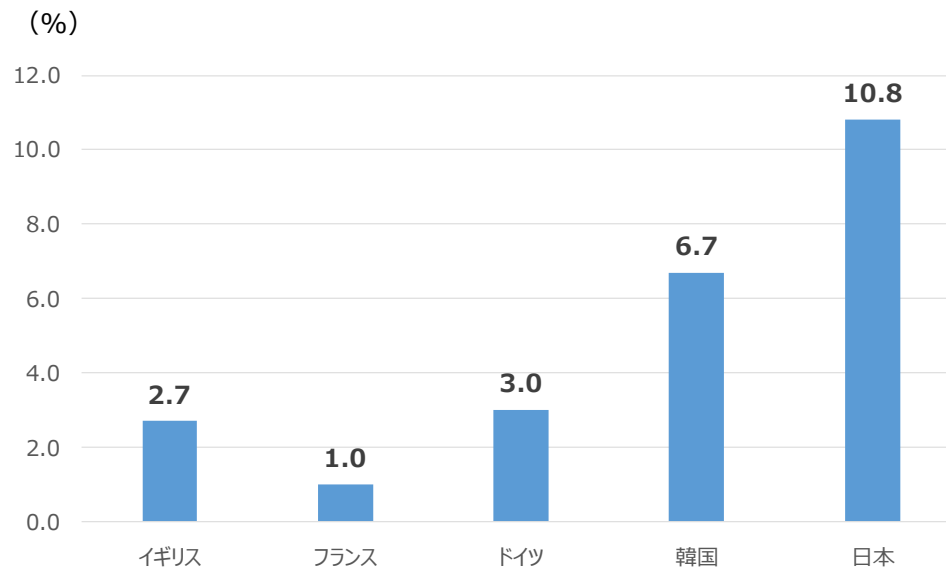
支払率は概ね高い水準で推移している。イタリアでは受信機未設置申告制度等の導入により、2016年の支払率はイギリスやドイツなどの水準に達する見通し。

営業経費率（収納経費額の収入に対する割合）は、制度が異なることもあり、一概に比較はできないが、収納活動の進め方の違いも背景に、NHKに比べて低い数値となっている。

海外の公共放送およびNHKの支払率



海外の公共放送およびNHKの営業経費率



(注1) 日本に関しては、2016年は予算
 (注2) イギリスに関しては、2013年以降、受信料の収納を行っているTV Licensingが公開している支払率は、“94-95%”という公開の仕方になっている。また、2015年は、英国の視聴率調査機関BARBIによる「TV保有世帯」の定義が変わった（TV番組受信の方法を明示できないがTVを保有しているとした世帯を「TV保有世帯」にカウントするようになった等）ことで「TV保有世帯」総数が増え、支払率が下がったとしている
 (注3) ドイツは、未払率から引き算して算定している。2016年は計画値
 (注4) イタリアは、未払率から引き算して算定している。2016年の数値は受信料収納を担う歳入庁長官の発言として、2017年2月10日に報道された数値を活用

(注5) イギリスは2015年度、フランス・ドイツは2014年度、韓国は2012年度のデータ
 (注6) 日本に関しては、平成28年度の見込み
 (注7) イタリアは未公開

検討の観点

課題

把握の困難性

面接の困難性

確認の困難性

説得の困難性

海外公共放送における制度

居住情報の
活用制度

受信設備設置状況の
申告・照会制度

不払い・虚偽申告を
抑止する制度

公共料金等との
一括収納制度

論点

必要性や妥当性

適切な制度や方法

海外公共放送の取り組み（情報活用）

海外の公共放送でも外部情報を何らかの形で活用しているが、NHKと異なり、制度的に活用が担保されている。活用している情報も、住民情報や販売・加入者情報などさまざまなバリエーションがある。また、イギリスでは制度的な担保が廃止されたが、郵便局の住所情報を積極的に活用している。

	活用情報	根拠規定	備考
イギリス	郵便局の住所情報	なし	電器店からの法定通報義務は2013年に廃止
フランス	住居税支払者情報（住居税との一括収納） 衛星放送事業者などの加入者情報 電器店の販売情報（電器店に通報義務あり）	租税一般法典等	加入者情報は税務当局の照会に応じて情報提供
ドイツ	住民登録情報	放送負担金州間協定	
イタリア	電気料金支払者情報 （電気料金との一括収納）	2015年12月28日法律208号*1	電気料金との一括収納は2016年より開始
韓国	電気料金支払者情報 （電気料金との一括収納）	放送法*2	電気料金との一括収納は1994年より開始

*1 通称2016年予算安定法。受信料の法的根拠となっている1938年2月21日付暫定勅令第246号の改正として、受信料が電気料金と一括で収納されることが規定された。ただし、同安定法ではRAIが電力料金支払者情報を活用できることが規定されているわけではなく、受信料収納に関係する範囲内で、歳入庁が受信料収納を管理している税務登録情報システム（ANAGRAFE TRIBUTARIA）と電力・ガス規制局（AEEG）等が情報交換を行うことが可能である旨が規定されている。なお、AEEGは電力・ガスのサービス提供状況についてモニタリングするに際し、データ等の提出を求める権限を有している

*2 放送法ではKBSが指定する者に受信料収納業務を委託できることが規定されているだけであり、電力事業者（KEPCO）への委託や、電力料金支払者情報の活用に関して規定されているわけではない

海外公共放送の取り組み（設置状況の申告制度）

海外公共放送において、フランス・イタリアでは「テレビを設置していない」旨を申告させる制度が実施されている。

	テレビ未設置申告制度の有無	制度の詳細	根拠規定	虚偽申告への罰則
イギリス	無			
フランス	有	テレビの未設置者は所定のフォーマットで申告する必要がある（所得申告書に、テレビ未設置に関する申告欄あり）	租税一般法典	虚偽申告には150ユーロの罰金
ドイツ	無			
イタリア	有	テレビの未設置者は所定のフォーマットで申告する必要がある（未設置申告専用の申告書あり。また、同申告書では、歳入庁による個人情報取り扱いに関する詳細な説明を記載）	2015年12月28日法律208号等*1	虚偽申告には刑事罰
韓国	有	電力使用申込時にテレビ未設置を申告させるオプトアウト形式で運用している	（制度的に明記されていない）	—

*1 通称2016年予算安定法。受信料の法的根拠となっている1938年2月21日付暫定勅令第246号の改正として、テレビの未設置者は所定のフォーマットで申告する必要があることが規定された。また、虚偽申告に対する刑事罰は別途、刑法で規定されている

海外公共放送の取り組み（罰則等）

受信料にあたる料金の不払いに対しては、法定の罰則も存在している。罰則の形は国によって異なる。

	放送 機関	支払義務		罰則・罰金				
			根拠規定		罰則		罰金	根拠規定
イギリス	BBC	有	Communications Act 2003	有	罰金未納の場合は刑務所収監（28日以下）	有	無許可受信者は1,000ポンド以下の罰金刑	Communications Act 2003
フランス	France Télévisions 等5機関	有	租税一般法典	有	未収者には税務当局が強制徴収（差押え等）	有	正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金	租税一般法典
ドイツ	ARD、ZDF、DLR	有	放送負担金州間協定で規定	有	滞納者に対しては強制執行	有	1か月を超える届出遅滞および6か月以上の滞納等に対しては1,000ユーロ以下の罰金	放送負担金州間協定
イタリア	RAI	有	1938年2月21日付暫定勅令第246号で規定	有	受信機設置について虚偽の申告は刑事罰	有	不払いの場合は行政罰（30%の課徴金）	2015年12月28日法律208号等
韓国	KBS	有	放送法で規定	有	追徴金等の滞納の場合には承認を得て国税滞納処分の例に従い徴収	有	未登録者には1年分の受信料に相当する追徴金滞納者に対しては、受信料の5%を追徴	放送法

海外公共放送の取り組み（公共料金との一括収納）

海外公共放送において、イタリア・韓国では公共料金との一括収納が実施されている。

	公共料金との一括収納の有無	詳細等
イギリス	無	
フランス	無	
ドイツ	無	
イタリア	有 （電力料金との一括収納）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2015年12月28日法律208号にて、受信料の収納は電力料金と一括で行われることが規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 期限までに受信料支払いがなされなかったとしても、電力会社が前払いする義務はいかなる場合にも存在しないことも規定 ■ 電力小売市場は2007年に全面自由化*1
韓国	有 （電力料金との一括収納）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送法にて、KBSが指定する者等に受信料収納業務を委託できることが規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ KEPCO（韓国電力公社。株式の51%は政府が所有*2）への委託自体は規定されていない ■ 電力小売市場はKEPCOによる独占市場*3

*1 電気事業連合会（旧電力各社により運営されている機関）のウェブサイトより

*2 同上

*3 同上

【参考】イタリアにおける受信料制度改革

イタリアでは、2016年7月に受信料制度の改革が実施され、国民・視聴者からテレビ未設置を申告しない限り、設置とみなすこと等が規定された。この改革の結果、2016年の受信料収入および支払率は、大幅に増加する見通しとなった。

改革以前の状況

- 受信料支払率：70-75%
 - テレビ保有世帯率は97%
 - テレビ受信機を保有している場合は受信料の支払いが必要
- 受信料収入：16-17億ユーロ/年

制度改革 (2016年7月) ※経緯等に関して 次ページに記載

- 電力料金と受信料の一括収納実施
- 未設置申告制度導入
 - テレビ未設置を申告しないかぎり、テレビを所有しているとみなす
 - 申告に虚偽があった場合の罰則も導入
 - 設置申告内容の確認を目的とした居住情報等へのアクセスが可能（居住情報の確認）
- 制度改革による増収を見込み、受信料を年額113ユーロから100ユーロに値下げ

改革効果 (2017年4月時点)

- 受信料支払率（2016年見込み）：約96%
- 受信料収入（2016年）：約19億ユーロ
- 2017年の受信料額を年額90ユーロに再値下げ

【参考】イタリアにおける受信料制度改革 – 経緯

電力料金との一括収納等の受信料制度改革に関しては、以前より議論がなされていた。2015年に、レンツィ政権の強いリーダーシップの下、受信料制度を含めた公共放送改革の法案が成立し、実施に至る。



「受信料制度」

- 電力料金との一括収納開始
- 未設置申告制度導入
- 受信料額を減額（年€113→100）

受信料額を減額(年 €100→90)

第二次
プロディ
内閣

第四次
ベルルスコーニ
内閣

モンティ
内閣

レッタ
内閣

レンツィ内閣

RAIより電力料金との一括収納提案

- RAIから政府に対し一括収納に関する提案を実施
- ジェンティローニ通信大臣より、検討する旨のコメント
 - 「受信料未払いを排除するため、新たな介入策が必要である」

電力料金との一括収納法案化の動きと頓挫

- ロマーニ経済開発*1大臣が法案化の構想をコリエレ・デラ・セラ紙*2のインタビューで発言
 - 「ある人の家でもし電力があるならば、テレビ装置も所有している。もし所有していないならば立証しなければならず、立証した場合には支払わないことになるだろう」
- 最終的に関連法案に盛り込まれず

電力料金との一括収納等の法案成立

- 電力料金との一括収納や未設置申告制度等の新たな受信料制度を定めた「2015年12月28日法律208号」（いわゆる2016年予算安定法）が成立
 - ※受信料制度改革に関し、電力事業者や消費者団体からの批判的な意見も

RAIガバナンス改革の関連法案成立

- 同月、RAIの経営陣の任命方法の変更等を含む、「2015年12月28日法律220号」（いわゆるRAIガバナンス改正法）も成立

未設置申告する「受信機」への指摘

- 国務院から「2016年予算安定法」施行のための経済開発省省令に関し、未設置申告を義務づける受信機の定義の欠如を指摘
- 国務院は経済開発省側よりスマートフォン等を含まない旨回答を受け、定義が明確になったとした

RAIのガバナンス等に関する意見公募

- 「RAIガバナンス改正法」に規定された、政府による、RAIに関する意見公募が実施
- 同年7月に意見公募結果が公開

*1 通信省は、2008年に経済開発省と統合した

*2 イタリアの日報。1873年に創刊され、発行部数は約30万

【参考】イタリアにおける受信料制度改革 – 受信料収入の推移

過去、16-17億ユーロ程度で推移していた受信料収入は、2016年には約19億ユーロとなった。

RAIの総収入および受信料収入の推移

